

感 発 0901 第 2 号
令 和 8 年 9 月 1 日

各

都道府県知事
市 町 村 長
特 別 区 長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」の一部改正
について

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により市町村長が行う予防接種に係る事務運用の詳細については、「予防接種法第 5 条第 1 項の規定による予防接種の実施について」（平成 25 年 3 月 30 日付け健発 0330 第 2 号厚生労働省健康局長通知）の別添「定期接種実施要領」により示しているところです。

今般、同要領の一部について、下記により、別添のとおり改正することとしましたので、貴職におかれましては、その実施に遺漏なきようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

記

第 1 改正の概要

今般、予防接種事務のデジタル化に伴い、法に基づく予防接種に関する同意について見直しを行ったことに伴い、所要の改正を行う。

第 2 適用期日

令和 8 年 9 月 1 日